

知っておきたい

# インターネットと

## じんけん はなし 人権の話



- 1 インターネット社会の現状
- 2 インターネット上の人権侵害や犯罪等の状況
- 3 加害者にも被害者にもならないためのポイント
- 4 インターネットによる人権侵害への対処方法
- 5 インターネット上のトラブル相談窓口

京 都 府

# 1 インターネット社会の現状

インターネットは、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの生活を飛躍的に便利なものになっています。パソコンや携帯電話、スマートフォン、タブレット端末などの普及に伴い、利用方法も多様化し、子どもから大人まで様々な人にとって身近なものになっています。



## インターネットはどのように利用されているのでしょうか？

インターネットは、家庭・学校・職場などあらゆる場面で、今や私たちの生活に無くてはならないほど様々な目的のために活用されています。

総務省の「平成29年通信利用動向調査」によると、家庭内での利用は、「電子メールの送受信」(80.2%)が最も多く、次いで、「天気予報の利用」

(65.8%)、「地図・交通情報の提供サービス(63.4%)」となっています。

今後もインターネットの情報媒体としての可能性は広がり続け、皆さんの生活をますます便利なものにしていくことが予想されます。

### インターネットの利用例



電子メールの送受信



天気予報の利用

地図・交通情報の提供サービス

ニュースサイトの利用



無料通話アプリや  
ボイスチャットの利用

ソーシャルネットワーキングサービス  
(SNS) の利用

動画投稿・共有サイトの利用

商品・サービスの購入・取引

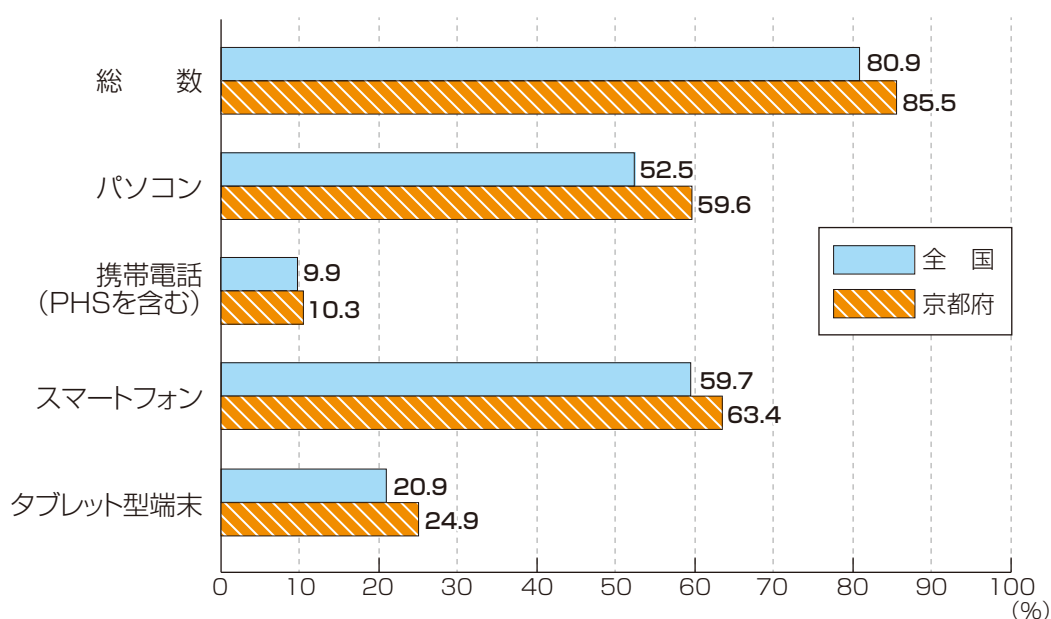


ホームページ・ブログの開設  
・更新又は閲覧・書き込み

辞書・辞典サイトの利用

## どれくらいの方がインターネットを利用しているのでしょうか？

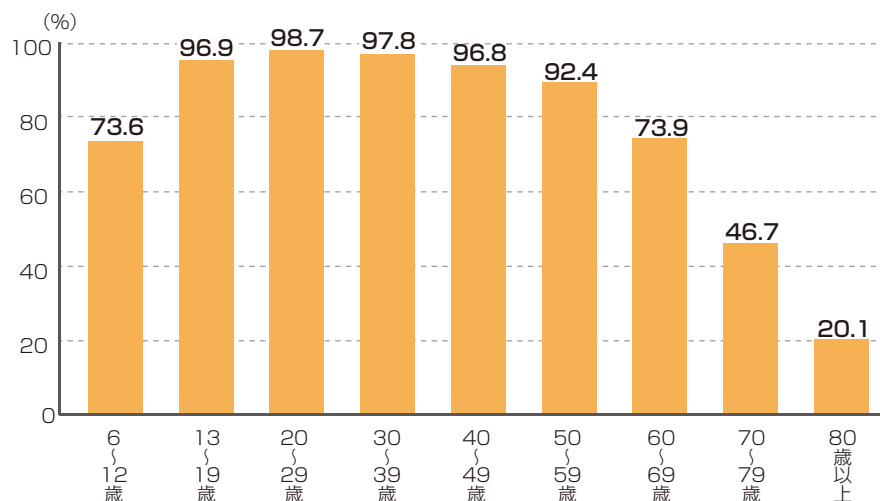
### ● 京都府のインターネット利用状況 (出典) 総務省「平成29年通信利用動向調査」



京都府のインターネット利用者総数の割合は、全国に比べいずれも高く、東京都、埼玉県に次いで3番目となっています。

## 世代別のインターネット利用率はどのくらいでしょうか？

### ● 世代別のインターネット利用率 (出典) 総務省「平成29年通信利用動向調査」



平成29年末における個人の世代別インターネット利用率は、13～59歳までは9割を超えています。高齢になるほどインターネットの利用率は低下する傾向にあります。幅広い世代にインターネットが利用されていることがわかります。

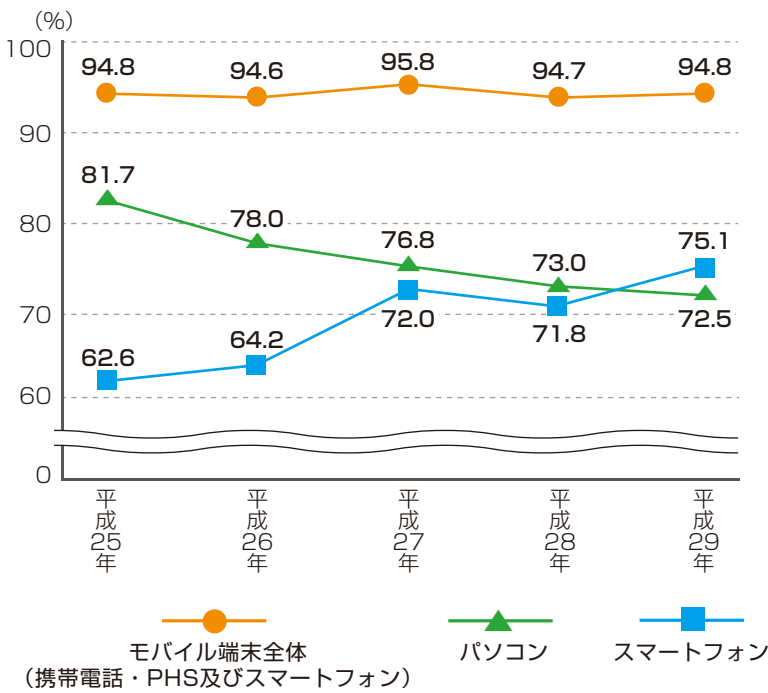


# 1 インターネット社会の現状

## 携帯電話やスマートフォンはどのくらい普及しているのでしょうか？

### ● 携帯電話やスマートフォンの世帯保有率

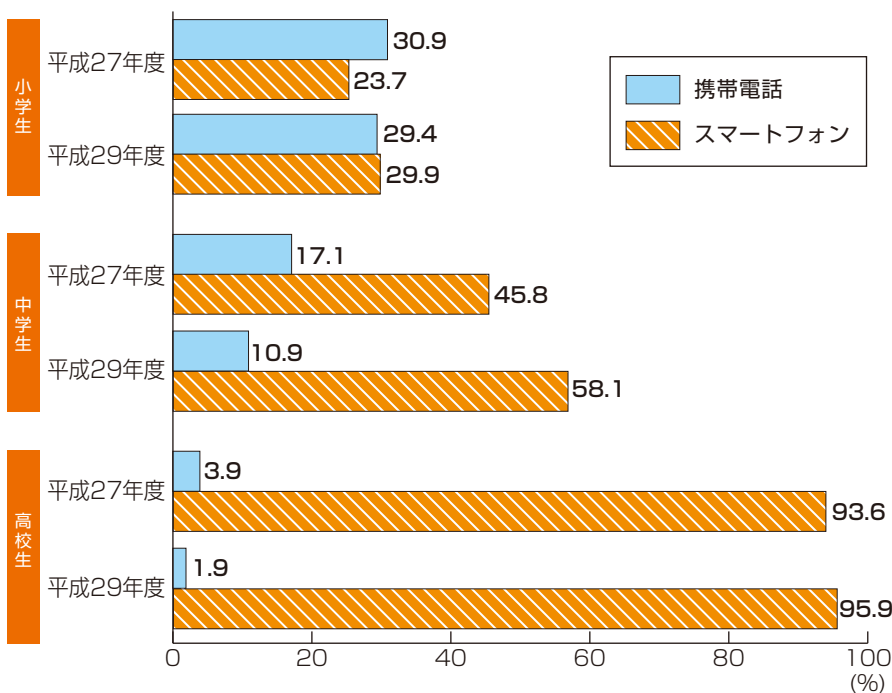
(出典) 総務省「平成29年通信利用動向調査」



平成29年末における「携帯電話・PHS及びスマートフォン」の世帯普及率は、94.8%であり、ほぼすべての家庭で携帯電話等が利用されていることがわかります。また、そのうち「スマートフォン」の世帯保有率は75.1%（前年比3.3ポイント増）となっています。一方で、「パソコン」の世帯保有率は72.5%（前年度比0.5ポイント減）となっており、初めてスマートフォンを保有している世帯の割合が、パソコンを保有している世帯の割合を上回っています。

### ● 青少年のスマートフォン・携帯電話の所有・利用状況

(出典) 内閣府「平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査」



携帯電話の利用が減り、スマートフォンの利用が進んでいます。小学生は携帯電話の所有・利用率とスマートフォンの所有・利用率がほぼ同割合で推移していますが、高校生になるとスマートフォンの所有率は、95.9%（前年度比1.1ポイント増）と非常に高くなっています。

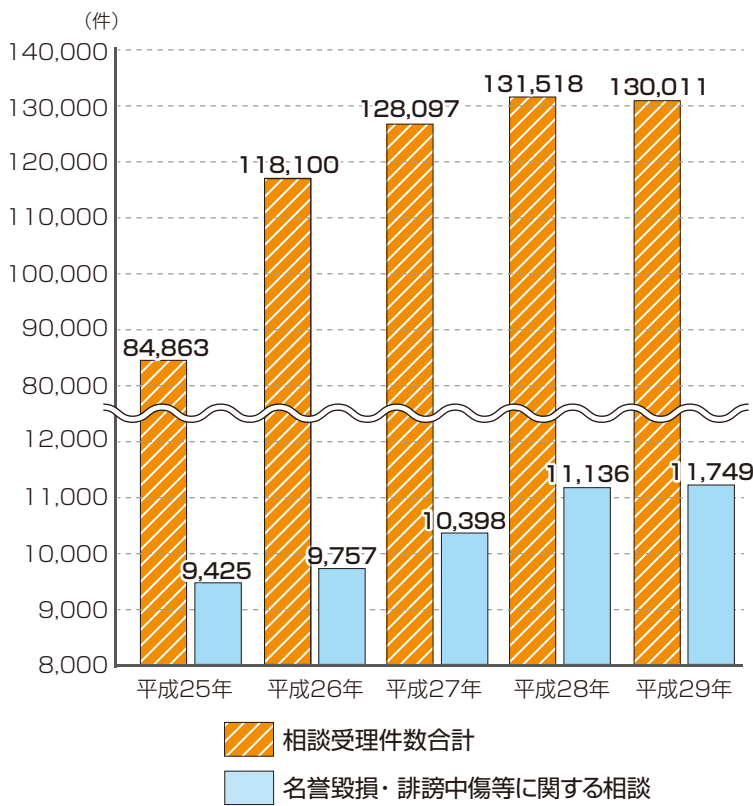
# 2 インターネット上の人権侵害や犯罪等の状況

インターネットの利便性が高まり、利用者が増加し続ける一方で、インターネットに関連した人権侵害や犯罪が数多く発生しています。

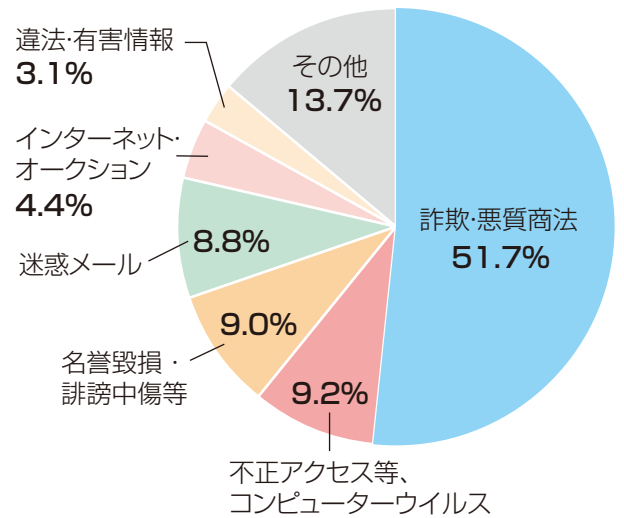
平成29年中に都道府県警察の相談窓口で受理したサイバー犯罪（情報技術を利用する犯罪）等に関する相談件数は130,011件でした。

## ● サイバー犯罪に関する相談件数の推移

（出典）警察庁  
「平成29年中におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」



## ● 相談区分の割合



### 相談事例

#### 【詐欺・悪質商法に関する相談】

- 動画を観覧しようとしたところ登録料金を要求された。
- ネットショップで商品を注文したが届かない。

#### 【迷惑メールに関する相談】

- 「寄付していただきました件で今から集金に伺います。」というメールが送られてきた。

#### 【名誉毀損、誹謗中傷等に関する相談】

- 掲示板サイトに個人情報に掲載されて、誹謗中傷する内容を書き込まれた。

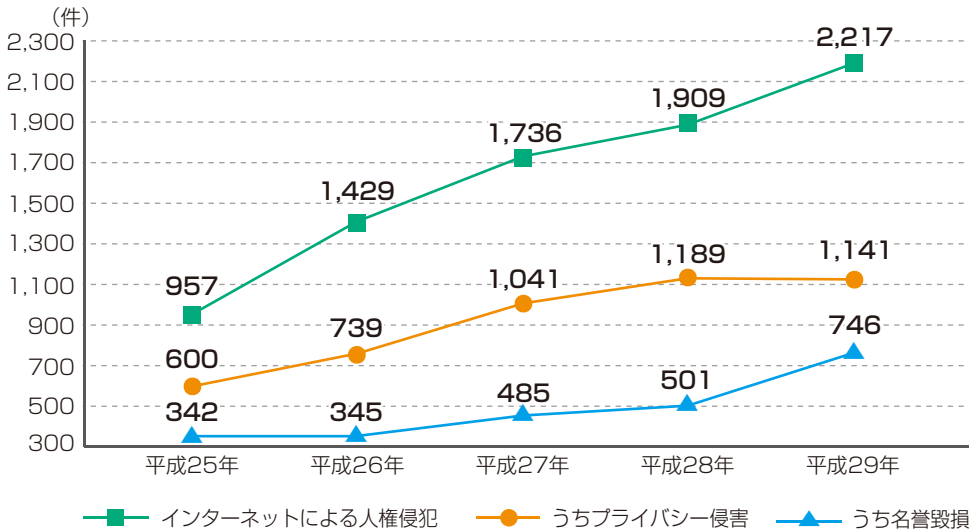
#### 【不正アクセス等、コンピュータ・ウイルスに関する相談】

- ウイルス感染を警告する画面が表示され、画面に表示されていた電話番号に電話するとウイルス駆除料金を要求された。
- 仮想通貨交換業者に不正アクセスされ、仮想通貨をとられた。

## 2 インターネット上の人権侵害や犯罪等の状況

### ● インターネットを利用した人権侵犯事件の推移

(出典) 法務省「平成29年における「人権侵犯事件」の状況について」



法務省の人権擁護機関が新規に救済手続を開始した事件のうち、インターネットを利用した人権侵犯事件数は、5年連続して過去最高の件数を記録しています。



### インターネット上の人権侵害の特徴

加害の容易性	誰でも簡単に書き込みができる。また、デジタルデータであるため、コピーや画像の合成も簡単にできる。
匿名性	匿名での書き込みが可能のため、内容が悪質なものになったり、根拠がない情報が流布されやすい。また、被害者がすぐに加害者を特定することが困難であり、被害者の精神的な不安や負担が大きい。
被害の拡散性	いったんネット上に掲載されると、世界中から閲覧可能になる。また、SNS等で拡散したり、別サイトにコピー・転載されたりして、短期間に広がることもある。
被害回復の困難性	情報の発信者・サイト管理者が特定できないなど、削除要請が困難な場合もある。削除されない情報は半永久的に掲載され、被害を出し続ける。

### 問題事例

差別的書き込み	同和地区出身者や障害のある人、外国人などに対する差別をあおったり、偏見やマイナスイメージを広げる書き込み。伏せ字や当て字を用いるもの、用語の解説や学術的な説明を装ったもの、同和地区とされる特定の地名を明らかにするものなどもある。
誹謗中傷の書き込み	根拠の有無にかかわらず、他人の名誉を傷つけ、おとしめる書き込み。
個人情報の流出	名前・電話番号・住所・メールアドレスなど、個人を特定できる情報を流出させる書き込み。
プライバシーの侵害	他人に知られたくない私生活上のこと、写真、動画などの掲載。
児童ポルノ	児童(18歳未満)の裸の写真などの掲載。
嫌がらせメール	相手が嫌がる性的なメールなどの送受信。
ネットいじめ	学校裏サイトやブログでの悪口、SNSでの仲間外し。

## 児童ポルノ自画撮り被害

児童ポルノ自画撮り被害とは、青少年が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影し、画像をメール等で送信させられることです。

京都府では、自画撮り被害を未然に防止するため、平成30年に「青少年の健全な育成に関する条例」を改正し、自画撮り要求行為そのものを規制するとともに、違反者を罰する規定も設けました。

### 「青少年の健全な育成に関する条例」改正のポイント

「自画撮り被害」を未然に防ぐため、自画撮り画像の提供を求める行為を規制

- ① 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等※の提供を求めてはならない。
- ② ①に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であって、次のいずれかに該当するものは、30万円以下の罰金に処する。

ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者

イ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し、代償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該提供を行うように求めた者

※児童ポルノ規制法に規定する児童ポルノ等をいう。



被害に遭わないためには、自画撮り画像を決して「撮らない、送らない」、また、要求されても「断る」ことが大切です。そして、もし困ったことが起きた場合には、本人や家族だけで抱え込まず、すぐに相談窓口にご相談してください。

## インターネット上で他人の人権を侵害するとどうなるのでしょうか?

インターネット上の書き込みが悪質な場合、民法上の責任（損害賠償責任）や刑事上の責任（誹謗中傷は「名誉毀損罪」や「侮辱罪」、殺すなどの書き込みは「脅迫罪」、援助交際の相手を探す書き込みなどは「出会い系サイト規制法違反」等）を問われる場合があります。

皆さんのパソコン1台1台には「IPアドレス」が、携帯電話・スマートフォンには「識別番号」があります。インターネットに接続すると記録されるので、捜査機関は発信者を特定することができます。匿名の書き込みでも責任が生じ、悪質なものについては罪に問われることがあることを覚えておきましょう。

(参考) 名誉毀損罪と侮辱罪

	名誉毀損罪	侮辱罪
根拠法	刑法第230条	刑法第231条
刑罰	3年以下の懲役若しくは禁錮 又は50万円以下の罰金	拘留（1日以上30日未満） 又は科料（1,000円以上1万円未満）
概要	公然と事実を摘示して 人の名誉を毀損する。	事実を摘示しないで 公然と人を軽蔑・侮辱する。

# 3 加害者にも被害者にも ならないためのポイント

私たちの生活を便利で快適なものにしてくれるインターネットですが、使い方についての知識やモラルが身についていないと、何気ない書き込みによって相手を傷つけたり、思わぬトラブルに巻き込まれたりすることになりかねません。

忘れてはならないのは、パソコンやスマートフォンなどインターネット端末の向こう側には、私たちと同

じ人間がいるということです。SNSや掲示板などに掲載した情報は、完全に削除・回収することは困難です。何気ない書き込みが、相手を一生苦しめることにもなりかねません。

顔が見えないコミュニケーションだからこそ、相手の人権を尊重することを常に忘れずに、インターネットを利用することが必要です。

『書き込んだ内容を判断するのは顔の見えない「読み手」!』

『書き込む内容は、世界中の人に見られている!』

『情報の信頼性を考える!』

『悪口を書き込まれても、書き込みで反撃したり、  
気にし過ぎたりしない』



## インターネットを正しく利用するためのチェックポイント

### 相手を傷つけないために

- 書き込む内容は、世界中から見られていることを認識する。
- 他人の悪口や差別的な内容は書き込まない。
- 使用する言葉に注意し、暴力的な言葉は使わない。
- 他人の書き込みに便乗し、エスカレートさせる書き込みはしない。
- うわさ話は書き込んだり、転送しない。
- 他人の個人情報を勝手に書き込まない。
- 人が写っている写真や動画を掲載しない。
- チェーンメールを転送しない。
- 雑誌や書籍から記事や写真などを無断で転載しない。
- 他人になりすまして書き込まない。

### 自分自身を守るために

- 自分の個人情報を安易に書き込まない。
- 怪しいサイトには近づかない。
- IDやパスワードは書き込まない。
- 心当たりのないメールには、返信しない。
- 見覚えのないメールの添付ファイルは、開かない。
- ネットで知り合った人とは、安易に会わない。
- “無料”のうたい文句に惑わされない。
- “プレゼント”“特典”などの誘い文句に、むやみに乗らない。
- 不当な請求には、料金を払わない。
- インターネット上の情報は、すべてが正しいとは限らないと心得る。



## 家庭で気をつけたいこと

### POINT 1 青少年には「フィルタリング」をしっかりと!

「フィルタリング」は、違法・有害なサイト等の閲覧を制限することができる仕組みです。携帯電話会社やパソコンメーカーなどが、青少年の年齢に適した「フィルタリング」サービスを提供していますので、犯罪やトラブルに巻き込まれないためにも、必ず利用してください。

※ 「フィルタリング」の設定は、携帯電話やスマートフォン、パソコンやタブレット端末など、対応する機種によって異なります。また、スマートフォンなどでは、無線LANの作動時に対応した「フィルタリング」ソフトが必要になる場合があります。詳しくは販売店等で相談してください。

### POINT 2 家庭でのルールが被害を防ぐ!

スマートフォン等を四六時中手放せず、インターネットに長時間アクセスしていて、勉強や仕事がおろそかになったり、睡眠不足になるいわゆる「ネット依存」や、子どもが親に隠れてアクセスしたサイトからトラブルに巻き込まれること、メールやSNSなどインターネット上のコミュニケーションの中で行われる“ネットいじめ”などが心配されます。こうした問題を防ぐために、保護者が子どものインターネット利用状況を確認できるようなルールを作っておくことが重要です。

#### 〈ルールの例〉

- 困ったときはすぐに相談する。
- お金がかかる場合は事前に相談する。
- 友達にメールやメッセージのやり取りを強要しない。
- 名前、顔写真、学校名などは書き込まない。
- インターネットを使わない子を仲間はずれにしない。
- 知らない人のメールに返信しない。
- 利用する場所や時間帯を決める。
- ルールを破ったら、一時利用禁止にする。
- パスワードは保護者が管理する。

### POINT 3 マナーを守って安全に! 周りの人のことも考えて!

スマートフォン等を、外出先で歩きながら利用していて、他人に迷惑をかけたり、思わぬ事故を引き起こすということが問題になっています。場所に応じた利用マナーを守り、周りの人のことを考えて、危険な事故をなくし、誰もが快適でいられるように心がけることが、人権を守ることにつながっていきます。

メッセージを送ったり、掲示板に書き込んだりするときも、同じことが言えます。面と向かって言ってはいけない言葉や表現は、インターネット上でも使ってはいけません。社会のルールや常識は、インターネットの世界でも有効です。

### POINT 4 人と人のつながりを大切に!

インターネット上の人権侵害は、私たちの社会に暗い影を投げかけています。こうした問題をなくしていくためには、時間はかかりますが、人と人が信頼してつながり合える関係を築いていくしかありません。

保護者が子どもにきちんと向き合い、ささいなことも話し合う家庭では、“ネットいじめ”の被害が少ないことを表しているデータがあります。人と人が面と向かって話し合い、お互いを理解し、共に生きようとする立場で関係を築いていくことが必要です。

# 4 インターネットによる 人権侵害への対処方法

もし、自分や家族を誹謗中傷するなど、人権を侵害する書き込みを見つけたら、どのようにすればよいのでしょうか。

「プロバイダ責任制限法」（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）では、インターネットの掲示板等で、プライバシーの侵害や差別的な書き込みなどの人権侵害を受けた場合に、プロバイダ（インターネット

接続業者）やサーバ（ウェブサイト公開やメール等のサービスを提供するコンピュータ）の管理・運営者（以下「プロバイダ等」といいます）に①削除依頼や②発信者情報の開示請求などの手段を取ることができると定められています。

「早期発見・早期削除」がとても大切です。一刻も早く対処するようにしましょう。

## プロバイダ等に削除依頼する手順（例）

誹謗・中傷等にあたる悪口を書き込まれた場合や画像等を掲載された場合、プロバイダ等に削除の依頼をすることができます。

プロバイダ等に削除依頼をする場合、  
該当する書き込みや画像などを証拠として残しておきましょう。



各サイトの削除依頼方法に従い、「お問い合わせ」や「利用規約」のページから必要事項に記入又は、チェック項目を入力し削除依頼を行います。

### 【必要な情報例】

- ・ 本人確認のための資料(本人のアカウントが必要なサイトもある)、メールアドレス、URL、投稿番号、削除理由ほか

書面で削除依頼を行う場合、プロバイダ責任制限法に基づき、以下の書類を運営者に送付します。

- ・ 侵害情報の通知書兼送信防止措置依頼書（登録印鑑での押印）
- ・ 権利侵害をされている本人または家族の身分証明書のコピー
- ・ 3ヶ月以内の印鑑登録証明書

※様式は、次のサイトからダウンロードできます。URL:<http://www.isplaw.jp/>

## 注意してほしいこと

- ▲ 掲示板などの公開された場所で削除依頼を行うサイトでは、依頼した人の氏名やメールアドレスなどが掲載されてしまう場合があるので、必ずあらかじめ取得しておいた無料のメールアドレスから、ハンドルネームを使って削除依頼します。
- ▲ 削除依頼をしたことによって、一度終息していた書き込みの内容に改めて注目が集まり、結果的に議論が再燃することもあります。
- ▲ 削除される前に該当する書き込みや画像などを証拠として残しておきましょう。  
(後で発信者情報の開示を請求したり、損害賠償請求を行う際に必要となることが考えられます。)
- ▲ 運営者からの連絡は基本的にないので、削除されたか確認しましょう。

### (参考) プロバイダ責任制限法の概要

区分	内容	
対象となるサービス	不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信（特定電気通信）	
対象となる情報	流通することで他人の権利を侵害する情報（著作権侵害情報や名誉毀損情報等） ※ 有害情報や社会的法益を侵害する情報は本法の対象外	
規定された制度	損害賠償責任の制限（3条関係）	送信防止措置を講じなかった場合の被害者に対する損害賠償責任（1項） 送信防止措置を講じた場合の発信者に対する損害賠償責任（2項）
	発信者情報の開示請求等（4条関係）	次のいずれにも該当する場合に限り、開示請求可能 ・開示を請求する者の権利が侵害されたことが明らかとなるとき ・発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき

## 法務省の人権擁護機関による対応

法務省の人権擁護機関である全国の法務局およびその支局（以下「法務局」といいます）では、人権侵害情報の削除依頼やプロバイダ等への発信者情報の開示請求の方法について助言を行うなど、被害者自らが被害を回復・予防を図るための手助けをします。

このような手助けをしても、被害者自らが被害の回復・予防を図ることが困難な場合や被害者からの削除依頼にプロバイダ等が応じない場合などには、法務局が、プロバイダ等へ削除の要請を行うことがあります。

平成29年に処理したインターネットを利用した人権侵害侵犯事件2,070件中、法務省の人権擁護機関がプロバイダ等などに対し削除要請を行ったものは539件でした。

法務局からの削除要請は、被害者からの被害申告を受けて、被害者が受けたインターネットでの人権侵害について法務局が調査を行い、名誉毀損やプライバシー侵害に該当すると認められた場合に行います。ただし、法務局からの削除要請には強制力がなく、削除するかどうかはプロバイダ等の判断によります。

# 5 インターネット上のトラブル相談窓口

インターネット上の情報に関するトラブルや権利侵害について、相談などに応じる窓口があります。

一人で悩まず、少しでも早く問題を解決し、被害を回復できるよう、これらの窓口を活用してください。



誹謗中傷、名誉毀損、人権侵害などの  
トラブルや削除の方法などについての相談は…

## ♥ 違法・有害情報相談センター

<http://www.ihaho.jp/>



ネット上の違法・有害情報について  
通報したいときは…

## ♥ インターネット・ホットラインセンター

<http://www.internethotline.jp/>



ネット通販、オンラインゲーム、  
出会い系サイトなどのトラブルについての相談は…

## ♥ 消費者ホットライン188 (局番なし)

(お近くの市町村の消費生活相談窓口へつながります。)

## ♥ 京都府消費生活安全センター

電話相談：075-671-0004

※月～金(祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)午前9時～午後4時

青少年のネットによる誹謗中傷等の被害について、  
削除方法等の相談は…

## ♥ 青少年ネット被害相談窓口

電話相談：075-605-7830

※月～金(祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)午前9時～午後5時  
インターネット相談：seisho.net@pref.kyoto.lg.jp

学校裏サイト等での「誹謗中傷」など  
インターネット上のいじめに関する情報の提供は…

## ♥ ネットいじめ通報サイト

インターネット相談：

[http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/  
cms/?page\\_id=118](http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?page_id=118)



相談先がわからないときやお問い合わせは…

## ♥ 京都府府民生活部人権啓発推進室

電話相談：075-414-4271

人権相談は…

## ♥ 法務省人権擁護機関(京都地方法務局)

電話相談：0570-003-110(みんなの人権110番)

0570-070-810(女性の人権ホットライン)

0120-007-110(子どもの人権110番)

※月～金(祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)午前8時30分～午後5時15分

インターネット相談：

パソコン・携帯電話・スマートフォン共通

<http://www.jinken.go.jp/>



外国語人権相談ダイヤル(Foreign-language Human Rights Hotline)：0570-090911

※月～金(祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)午前9時～午後5時

京都府警察への相談は…

## ♥ 警察総合相談室

電話相談：075-414-0110 又は 短縮ダイヤル #9110

※月～金(祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)午前9時～午後5時45分  
各警察署

川端警察署	075-771-0110	宇治警察署	0774-21-0110
上京警察署	075-465-0110	城陽警察署	0774-53-0110
東山警察署	075-525-0110	八幡警察署	075-981-0110
中京警察署	075-823-0110	田辺警察署	0774-63-0110
下京警察署	075-352-0110	木津警察署	0774-72-0110
下鴨警察署	075-703-0110	亀岡警察署	0771-24-0110
伏見警察署	075-602-0110	南丹警察署	0771-62-0110
山科警察署	075-575-0110	綾部警察署	0773-43-0110
右京警察署	075-865-0110	福知山警察署	0773-22-0110
南警察署	075-682-0110	舞鶴警察署	0773-75-0110
北警察署	075-493-0110	宮津警察署	0772-25-0110
西京警察署	075-391-0110	京丹後警察署	0772-62-0110
向日町警察署	075-921-0110		

## ♥ サイバー犯罪に関する情報提供・問い合わせ

サイバー犯罪対策課 075-451-9111(代表)

※月～金(祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)午前9時～午後5時45分

京都府警察サイバー犯罪対策ウェブページ：

[http://www.pref.kyoto.jp/fukei/anzen/  
cyber/index.html](http://www.pref.kyoto.jp/fukei/anzen/cyber/index.html)



平成26年3月初版発行  
平成27年3月第2版発行  
平成31年2月第3版発行

発行：京都府府民生活部人権啓発推進室  
京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

TEL 075-414-4271 FAX 075-414-4268

京都人権ナビ <https://kyoto-jinken.net/>